

夏期営業時間の変更に関する大規模小売店舗立地法の届出について

平成23年4月28日

経済産業省商務情報政策局
商務流通グループ流通政策課

東日本大震災に起因する電力不足に対する節電の取組の一環として、大規模小売店舗が、夏期において営業時間を変更（例えば、開店時刻と閉店時刻を1時間ずつ早める。）する場合、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定の趣旨を踏まえ運用に当たられますようお願いいたします。

なお、運用例などを整理しましたので参考としていただければと思います。

記

I. 事実関係

- ・ 電力の使用制限について、現在、政府で検討中の措置の概要は次のとおり。
 - － 東京電力管内：本年7月1日～9月22日の平日9時から20時。
 - 東北電力管内：本年7月1日～9月9日の平日9時から20時。
 - － 電力事業法に基づく使用制限の対象は、契約電力が500kW以上の事業所（大口需要家）。小口の事業所等に対しては、自主的な取組を要請。
 - － 使用最大電力の値を昨年比15%以内とする。
- ・ 大規模小売店舗は、基本的に大口の需要家に該当する。
- ・ 今夏以降の使用制限については、未定。
- ・ 開店時刻の繰り上げは、法第6条2項の規定に基づき、あらかじめ、都道府県に届け出ることとなっている（ただし、8ヶ月前の届出義務はない）。

II. 大規模小売店舗の設置者が夏期の営業時間を変更する場合の運用について

従来と同様に、以下の運用が可能である。

1. 夏期の営業時間の変更（開店時刻の繰り上げ）は、開始前に法に基づく変更届出を提出する。
2. 周辺生活環境に与える影響がほとんど無い場合には、省令第11条第2項に規定するように、説明会の公告及び開催を省略し、敷地内での変更内容の掲示にする。

(1) 敷地内掲示による説明が可能と考えられる例（地域の実情による。）

 - ① 当該店舗が事前周知の必要性が乏しい地域にある（郊外や商業集積地にあるなど）。
 - ② 繰り上げ後の開店時刻が、登校通学時間帯や通勤車両のピーク時間帯以降になる。

(2) 説明会の開催による説明を求めることが妥当な例（地域の実情による。）

- ①店舗が、小中学校等に近接し、通学路にある。
- ②店舗が、通勤・通学等の交通量の多い場所にある。
- ③繰り上げ後の開店時刻が、登校通学時間帯や通勤車両のピーク時に重なる。
- ④周辺が住宅地など十分な事前周知が期待される地域にある。
- ⑤開店時刻が、午前6時以前となるなど、騒音への配慮が必要な地域にある。

(参 考)

大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年6月10日通商産業省令第62号）

(説明会)

第十一条 法第七条第一項の規定による説明会は、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等を対象に、一回開催するものとする。ただし、都道府県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいため相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、三回を上限として都道府県が指定する回数開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。